

審 議 結 果 速 報

(令和8年6月29日)

# 陳 情 8 年 地 域 第 1 3 号

鳥 取 県 議 会

## 陳 情 審 議 結 果

令和8年6月定例会

## 陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－13 (R8.6.1)	地 域	国家情報会議設置法の廃止を求める意見書の提出について	不採択 (R8.6.29)
<b>▶陳情事項</b> 鳥取県議会から国に対して、国家情報会議設置法の廃止を求める意見書を提出すること。			

## ▶所管委員長報告（R8.6.29本会議）会議録暫定版

国家情報会議設置法は、安全保障に資する情報を国家情報会議に一元的に集約し、インテリジェンス活動の司令塔機能の強化を図ることで、国民の安全及び国益の確保を実現するものであり、

- ・法に基づく調査審議の対象となる「重要情報活動」については、重要国政運営に資する情報の解釈が過度に広範なものとなることのないよう、国民の安全や国益の確保の観点から、政策部門における対応のために必要と認められる情報を取り扱うものとする。
- ・個人情報及びプライバシーの保護については、個人情報保護法等の遵守はもとより、これらが無用に侵害されることのないよう十分な配慮を行うこと。
- ・民主的統制については、政府の情報活動の中長期的な推進方策を国会に報告・公表すること。
- ・国家情報会議及び国家情報局の活動内容については、国民の懸念を払しょくするため、関係法令、本法案に関する国会答弁及び附帯決議等が遵守されているかどうかを含め、国会に適時適切に説明すること。

との内容を含む附帯決議が付され、同法の施行に当たっての留意事項等が示されており、高市総理もこれらの附帯決議を踏まえて、国家情報会議や国家情報局を運用していくと述べられています。

以上のことから、本県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないとの意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定しました。

## ▶陳情理由

国家情報会議設置法が5月27日、可決、成立した。政府は7月にも事務局となる国家情報局を立ち上げる見通し。

国家情報会議は首相をトップとする会議体で、警察庁、外務省、防衛省、公安調査庁など、政府全体の情報を集約・分析する機能を強化する。内閣官房の内閣情報調査室を「国家情報局」に格上げし、総合調整機能を付与する。

この法律には、権利侵害の防止措置や国会への報告・承認などの民主的統制が不十分といった多様な問題が含まれているにもかかわらず、そのソリューションを法律の本文に求めるのではなく、

- ・プライバシーなどが無用に侵害されないよう十分な配慮をすること。

- ・首相や官房長官らは所掌事務と無関係な情報収集依頼を行わないこと。
- ・政治的中立性を損なう情報収集は行わないこと。

などを柱とする附帯決議でお茶を濁している点、大きな問題がある。

この点、立憲民主党の鬼木誠参議院議員の反対討論に、この問題に関する問題がまとめられている。

問題の一つ目は、情報活動の対象が不明確、不明瞭という点ある。

例えば、どのようなデモや集会への参加が対象となるのかなど、法案だけでは定かでない。「外国情報活動への対処」「我が国の重要な国政の運営に資する情報の収集調査に係る活動」という定義が曖昧かつ広範で、国民の意図しない形で、情報機関が恣意的に、国民に関する情報を収集する余地を残している。

ところで、表現の自由に係る法理には、「過度の広汎性のゆえに無効の法理」というものがあるが、表現行為などを委縮させる効果のある法律は、それが具体的に規定されなければ、それにより国民に不利益や委縮効果を生みかねないので、それに反すると違憲無効と判断できるというものである。また、「漠然性ゆえに無効の法理」もあり、国民の権利・自由を制限する法律や罰則は、どのような行為が禁止され、どのような刑罰が科されるのかを誰にでも分かるように明確に規定しなければならないという憲法上の要請である。

二点目は、個人情報・プライバシーの保護が制度化されていないという点である。

直近でも、大川原化工機事件や岐阜県の大垣警察署の事件もあった。前者は、横浜市の噴霧乾燥機メーカー大川原化工機株式会社の役員らが、生物兵器の製造に転用可能な噴霧乾燥機を経済産業大臣の許可を得ずに輸出したとして、警視庁公安部に摘発された冤罪事件である。後者は、地元での風力発電施設計画をめぐり反対や勉強会を行っていた市民4人が、警察から監視されて情報を収集され、中部電力の子会社「シーテック」に情報が流されていたものである。公安警察による不当な監視と個人情報の取扱いの違法性が大きく問われた。

このように、インテリジェンス、情報の収集機関というものは、大きな力を持つあまり、ときに暴走し得るものである。インテリジェンス能力の強化により、国民の個人情報やプライバシーが侵害され、国民を監視するような社会は、作るべきではない。

第三は、民主的統制、国会への報告・承認の義務化などの国会による統制、第三者機関によるチェック機能が備わっていない。

情報収集活動には、その性質上、秘匿性を伴う。しかし、それを野放しにすると、違法な情報収集のリスクが拭えないのである。

そもそも、個人情報が保護される権利は、プライバシー権、自己情報コントロール権を根拠とし、憲法上の幸福追求権から派生したものである。国による情報活動が暴走すれば、内心の自由や通信の秘密など、憲法上の人権すら侵害する危険をはらむ。

先頃成立した国家情報会議設置法には、重大な問題があるので、これを廃止するのが妥当であり、その旨、地方自治法第99条によって、意見書の提出をお願いしたく、陳情するもの。

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

6/9 常任委員会資料

地域社会振興部（市町村課）

**【現 状】**

○令和8年5月27日、国家情報会議設置法が参議院本会議において賛成多数で可決、成立した。同法の概要及び国会における審議状況は以下のとおり。

**（概要）**

- 1 重要情報活動（※1）及び外国情報活動への対処（※2）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。【第2条関係】
  - （※1）安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。
  - （※2）公になっていない情報のうち、その漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。
- 2 会議は、次の事項について調査審議する。【第3条関係】
  - （1）重要情報活動に関する基本的な方針及び外国情報活動への対処に関する基本的な方針
  - （2）重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価
  - （3）重要情報活動の対象となる事案のうち、特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価
- 3 会議は、議長及び議員で組織する。議長は、内閣総理大臣をもって充て、会務を総理する。議員は、内閣総理大臣臨時代理、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（金融）、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てる。【第5条関係】
- 4 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、会議の調査審議に資する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、必要な協力等を行わなければならない。【第7条関係】
- 5 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。【附則第1条関係】

**（審議状況）**

令和8年3月13日 第221回国会（特別会）において内閣が衆議院に法律案提出  
 令和8年4月22日 衆議院委員会可決  
 令和8年4月23日 衆議院本会議可決（賛成：自民、中道、維新、国民、参政、みらい 反対：共産）  
 令和8年5月26日 参議院委員会可決  
 令和8年5月27日 参議院本会議可決（賛成：自民、国民、公明、維新、参政、保守、みらい 反対：立憲、共産、れ新、沖縄、社民）